

## 都市計画法第32条に係る不動産登記に係る提出書類について

都市計画法第32条協議に基づき、従前の公共施設及び帰属される新設の公共施設について、不動産登記に必要な書類は下記のとおりです。尚、完了検査済証の交付は、下記の書類の提出が確認された後になりますので、ご承知下さい。また、抵当権等が残っている場合は受付が出来ませんので、あらかじめ所有権以外の権利の抹消を済ましておいて下さい。

※提出部数は全て1部

### **従前の公共施設の土地の表示・保存登記**

- 委任状
- 官民境界確定書の写し
- 土地所在図
- 位置図(1/2500)
- 字限図
- 32条協議(同意)書の写し
- 公共施設求積図
- 地積測量図
- 現況写真(里道・水路)

### **従前の公共施設の嘱託登記依頼**

- 嘱託登記依頼書
- 登記原因証明情報
- 住所証明書
- 位置図(1/2500)
- 字限図
- 32条協議(同意)書の写し
- 土地利用計画図
- 公共施設求積図
- 地積測量図
- 現況写真

### **新設の公共施設の所有権移転**

- 帰属申出書
- 登記原因証明情報
- 登記承諾書
- 印鑑証明書
- 資格証明書
- 土地登記事項証明書
- 位置図(1/2500)
- 字限図
- 32条協議(同意)書の写し
- 土地利用計画図
- 縦・横断図、構造図
- 公共施設求積図
- 地積測量図
- 現況写真